

射水市耐震改修促進計画（案）に関するパブリック・コメントの実施結果

1 実施期間

平成29年3月21日（火）～平成29年4月20日（木）まで

2 閲覧を行った書類

射水市耐震改修促進計画（案）

3 書類の閲覧場所

- ・ 射水市ホームページ
- ・ 本庁舎、各地区センター4箇所、中央図書館、建築住宅課の合計7箇所

4 寄せられたご意見等

2人（24件）

5 ご意見の提出方法

ファクシミリ及び電子メールによる提出

6 ご意見等の概要・ご意見等に対する考え方

番号	対象箇所等	意見の概要	意見に対する市の考え方	修正の有無
1	全体	改修優先度の考え方を記述してほしい。「射水市公共設備の管理計画」などと整合性などを確認されたい。	公共施設の改修優先度については、P.16「(2) 公的施設及び災害時に重要な役割を担う施設の耐震化の現状と目標」のとおりであり、「射水市公共施設等総合管理計画」と整合を図りながら耐震化を促進します。	無
2	全体	建築物の耐震化を促進するためには、市民感覚の調査を踏まえ、施策を推進されたい。	建築担当窓口や住宅相談所での相談・依頼内容を踏まえ、耐震関連施策の推進に努めます。	無

3	全体	耐震化を推進するため、法改正概要や施策の内容など説明するなど、市民の啓蒙を図りたい。	各相談窓口や市報等の活用により、耐震関連施策等の啓蒙普及に努めます。	無
4	全体	いろいろ改修についてのご尽力にも関わらず改修が進まないケースの場合地域防災と景観などの観点からやむを得ずトリアージ的処置も別途検討しておきたい。	公共施設の耐震化を計画的に推進し、災害時の拠点施設、避難所等の確保に努めます。	無
5	全体	今後の課題として横浜市や福岡市、可児市などで既に実施し効果を上げている【揺れやすさマップ】(内閣府作成マニュアルによる)を作成したらどうか。	ゆれやすさマップについてはP.6に掲載しています。また、ゆれやすさマップの作成手法について、解説を追記します。(P.6最下段)	有
6	全体	道路への影響面からも射水市では金山、上野地区などに散見されるため池についてのハザードマップの作製も喫緊の課題ではないが期待したい。	現在、重点ため池のハザードマップの作成について、市農林水産部局にて作成予定です。	無
7	全体	この改定版や新規に啓蒙資料の公表やある種の啓蒙活動を開始した場合の効果を耐震診断数を主パラメータとして多因子分析などにより試行的に把握してみたらどうでしょうか。	耐震化率の推移を踏まえ、効果のある施策の実施を検討します。	無

8	全体	新耐震基準と旧耐震基準の違いや「あなたの家は安全かどうか確認してみましょう」などのコラムや「問いかけ」あるいはコーヒブレイクコーナーで震度と(木造)建物の全壊率、(非木材)建物の全壊率、建築年度と全壊率図などを載せられないものか。	市ホームページ等を利用し、耐震改修促進に向けた様々な情報の発信に努めます。	無
9	全体	本計画はあくまでも市民などに耐震改修促進のための意欲を高揚させることが主目的であるのでこの目的に沿うよう念のため再見直しを願いたい。	様々な方面からのご意見を踏まえ内容を再確認し、修正等を行いました。今後とも、本計画に基づき、耐震改修促進に努めます。	無
10	3.4 ページ	「日本海地震津波調査プロジェクト」の研究成果で①富山湾西側の断層、②魚津沖の断層は明らかになっているので、現在公表されている県内の活動断層に追加することを検討してください。	文言及び図を追記します。 【追加】 ⑧糸魚川沖断層(日本海域) ⑨富山湾西側断層(日本海域)	有
11	5 ページ	表2 震度4以上を記録した地震一覧は、富山県地域防災計画の改定案と整合を図ることが重要である。	富山県地域防災計画にあわせ、地震一覧の表記を修正します。 【修正箇所】 表2：震度4以上を記録した地震一覧 右欄 「県内の震度」	有

12	7 ページ	液状化について解説をつけてほしい。なお、液状化マップの作成手法についても解説をしてほしい。	<p>液状化についての説明及び液状化マップの作成手法について、解説を追記します。(5行目及び最下段)</p> <p>【追加】</p> <p>(※)地震により引き起こされる被害の一つ。緩い砂地盤で地下水が高い地域に、地震の震動に伴い、安定していた土砂が泥水状態となるものであり、この液状化によって、建築物・道路などの沈下傾斜やマンホール等地下埋設物の浮上り、また地震後には地盤沈下が発生する現象をいう。</p> <p>液状化マップ</p> <p>液状化地域ゾーニングマニュアル(国土庁)に基づき、射水市の地形・地質・標高により、液状化が起こりうる可能性の範囲を示したものを。</p>	有
13	8 ページ	呉羽山断層地震帯地震の被害想定手法について出典をさらに明示しておくこと。	<p>文言を修正します。(最下段)</p> <p>【修正前】</p> <p>* 出典「射水市地域防災計画」</p> <p>【修正後】</p> <p>* 出典「射水市地域防災計画」</p> <p>富山県「呉羽山断層帯被害想定調査(平成23年6月)」より</p>	有

14	11 ページ	上から2行目の「となっています。」以降に「特異なケースとして今後一階部分が全て駐車場や避難道路などに隣接した家屋などに重点的に着目して促進するのが望まれる。」を挿入する。	当該箇所は、全県的に共通する「目標設定における背景と課題」を示しており、個々の施設の耐震化に関する記述までは必要ないと考えています。	無
15	11 ページ	耐震化目標の設定の考え方について、根拠などを明示する。	本計画の上位計画である「富山県耐震改修促進計画」に基づき、耐震化目標を設定しています。 なお、文言を一部修正します。 (13行目) 【修正前】 市防災計画の目標等を考慮し、 【修正後】 県耐震改修促進計画及び市防災計画の目標等を考慮し、	有
16	18 ページ	地域危険度マップの作成手法について解説してほしい。また、地域名が記載されると過剰な恐怖感や偏見などを持たれるのではないか。	地域危険度マップの作成手法について、解説を追記します。(最下段)なお、地域名の記載については、改定前の計画から記載している事項であり、地域名を記載することにより、具体性が図れるものと考えます。 【追加】 地震危険度マップ 地震防災マップ作成技術資料(内閣府)に基づき、震度6弱から7の揺れと地域(大字若しくは小字)ごとの建物データ(構造、建築年)を組み合わせ、全壊する建物の割合を地域の危険度として色で示したものを。	有

17	20 ページ	「建物所有者の負担を極力軽減する支援制度」とあえて所有者の改修意欲を高揚する表現とする。	各支援制度は、費用の一部について助成するものであり、所有者自らが、住宅・建築物を適正に管理することが基本であると考えます。なお、各支援制度の詳細については、P. 21 以降に記述しています。	無
18	20 ページ	最終行「実施していくことが考えられます。」について、射水市の方針を明示するように修辭する。この文章では「他人事のように」感じるため市の主体性を表示することが妥当である。	文言を修正します。(最終行) 【修正前】 包括的に実施していくことが考えられます。 【修正後】 包括的に推進します。	有
19	21 ページ	「構造物のすべてについて」の次に「構造部材の劣化状況などの診断を含め」を挿入する。	文言を追記します。(5行目) 【修正前】 耐震診断及び必要に応じて 【修正後】 部材の劣化度及び耐力から評価する耐震診断及び必要に応じて	有
20	21 ページ	県と市の役割に⑤空家状況の定期点検など(参照:射水市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例)を追記する。	文言を追記します。(27行目) 【追加】 ⑤空き家状況の定期的な調査	有
21	27 ページ	災害危険箇所地域一覧で、各危険箇所は、箇所数に加え面積を併記することを検討してください。また、老朽ため池は、農林水産課が調査した直近データを記載することが重要である。	公表された各危険箇所の面積はないため、記載していません。	無

22	30 ページ	第一次緊急通行確保路線で、北陸自動車道及び国道8号の起点終点延長における「ー」の記号の意味を備考欄に明記することが大切である。	文言を追記します。(最下段) 【追加】 上記各表中「ー」は、当該路線が県内外を結ぶ広域的な緊急通行確保路線であるとの位置づけから、市内での起終点を限定していません。	有
23	32 ページ	関係機関と連携した相談体制イメージに、県、射水市相談所、及び関係団体の連絡担当部門及び電話番号を追記することが重要である。	イメージ図を修正します。 【修正箇所】 ◆関係機関と連携した相談体制イメージ図に電話番号等追加	有
24	35 ページ	所管行政との連携のイメージ図で本計画は富山県でなく射水市であることを念頭において中心は射水市を明記することは大切です。また、近隣接市(富山市、高岡市、砺波市)との連携強化もわかるように図示することも検討して下さい。	イメージ図を修正します。 【修正箇所】 ◆所管行政庁との連携のイメージ図 位置の変更	有